

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>「岐阜県広報」の点字版、音声版等を制作して、視覚障がい者の方に送付するため、紙面の内容を適切に点訳・音訳して制作する特殊な技術や設備を必要とする。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>社会福祉法人岐阜アソシアは、視覚障がい者専門支援施設である「視覚障害者生活情報センターぎふ」を運営し、点字・音訳図書の制作・発行等の業務を行っている。点字版制作に必要な専用の印刷機及び音声版制作に必要な設備並びに必要な技術を備えている県内唯一の団体であり、県内で「岐阜県広報」の点字版、音声版を制作できるのは社会福祉法人岐阜アソシアのみである。</p>